

## ライフジャケットの着用義務化に関するQ&A

- (問1) ライフジャケットの購入費用に対する補助はありますか。補助がなければ安く購入できる方法はありますか。
- (問2) ライフジャケット未着用の漁業者を現認した場合はどのような対応をすればよいですか。
- (問3) 桜マークのないライフジャケットを着ていないと違反になりますか。
- (問4) 12 マイルより沿岸で操業する漁船は桜マークのないライフジャケットを着用していても違反にならないのであれば、なぜ、桜マーク付きと同等の性能を有していることの証明が必要なのですか。
- (問5) 基準適合の証明はどのように行うのですか。
- (問6) 内水面（川や湖）でも着用義務はかかりますか。
- (問7) ミニボートはマナーが悪くて困っています。ミニボートや手漕ぎボートの場合も着用義務はかかりますか。
- (問8) ライフジャケットが作業の邪魔になったりして着用しない場合がありますが、着用しない原因を解決するようなライフジャケットはないですか。
- (問9) 安全ベルトの基準はありますか。
- (問10) 桜マークが消えてしまった場合は違反になりますか。
- (問11) 空気密閉式のライフジャケットで空気が抜けているものを着用していた場合は違反の対象になるのでしょうか。
- (問12) ライフジャケットを着用していたことで顔が水中に入ってしまったって死亡した事例を聞きましたが、その場合はどのような指導を行うべきなのでしょう。
- (問13) 釣り船（遊漁船）でライフジャケットを着用していなかった場合は規制の対象になるのでしょうか。
- (問14) 75センチの柵があれば努力義務とのことですが、それは船体からの高さでしょうか。舷の立ち上がり（ブルワーク）でないとダメなのでしょう。ロープで囲う場合も適用されるのでしょうか。
- (問15) 操業中に船室内にいる場合は着用義務はかかりますか。
- (問16) 罰則（違反点数の付与）の適用は何時からですか。既に着用義務がかかっている者の違反点数の付与はどうなりますか。
- (問17) 再教育講習は何処で受けられますか。
- (問18) アサリ漁を行う際に水深1メートル程度のところで漁を行いますが、その場合、ライフジャケットの着用義務はかかりますか。
- (問19) 潜水士は適用除外とされていますが、1人乗り漁船の場合も適用除外となりますか。
- (問20) 再教育講習の開催頻度と受講料は幾らかかりますか。
- (問21) 扉の開いている船室内に乗船している場合、着用義務はかかりますか。
- (問22) 暴露甲板上で安全ベルトをしていればライフジャケットは着用しなくても違反にはなりませんか。
- (問23) 違反した場合の再教育講習は事前の案内はありますか。再教育講習を受講しなかった場合に罰則はありますか。
- (問24) 着用義務に違反した場合は違反点数は誰に何点付与されますか。業務停止（免許停止）命令は何点になれば科されますか。

- (問 25) 着用義務に違反し再教育講習を受講した場合のメリットはありますか。
- (問 26) 着用義務に2回違反した場合に再教育講習を2回受講すれば点数の加算はありませんか。
- (問 27) 釣り船（遊漁船）に乗船する釣り客が持ち込んだライフジャケットに桜マークが付いていない場合は違反となりますか。
- (問 28) 桜マークはライフジャケットの何処に付いていますか。
- (問 29) 取締りは誰がどのような方法で行いますか。

(問1) ライフジャケットの購入費用に対する補助はありますか。補助がなければ安く購入できる方法はありますか。

(答)

個人資産の形成につながるためライフジャケット購入費用に対する補助は行っておりません。漁協等で共同購入することで割引される可能性があります。

(問2) ライフジャケット未着用の漁業者を現認した場合はどのような対応をすればよいですか。

(答)

ライフジャケットの着用義務は海上保安庁、警察庁とも連携して取り組んでいます。見かけたらまずは口頭で注意をした上で最寄りの海保、警察に情報提供してください。

(問3) 桜マークのないライフジャケットを着ていないと違反になりますか。

(答)

20トン未満の小型漁船の場合、12マイル以遠で操業する場合は船舶検査を必要とし桜マーク入りのライフジャケットが法定備品となりますので、そういったライフジャケットを着用しないと違反になります。

一方、12マイルより沿岸で操業する漁船は船舶検査を必要としませんので、桜マークのないライフジャケットを着用していても違反にはなりません。ただし、その場合は桜マーク付きと同等の性能を有していることの証明が必要になります。

また、国際認証（ISO規格品）を受けているものであっても型式承認試験等の確認がとれていないものは違反の対象となります。

(問4) 12マイルより沿岸で操業する漁船は桜マークのないライフジャケットを着用していても違反にならないのであれば、なぜ、桜マーク付きと同等の性能を有していることの証明が必要なのですか。

(答)

桜マークが付いているとは、安全基準の確認が船舶検査制度によって行われていることを示しているものです。そのため、船舶検査を必要とする船舶では、当該ライフジャケットを着用することを義務としています。

一方、船舶検査を求めている船舶では、船舶検査制度が適用されていないため桜マークがあるかどうかでは判断せず、小型船舶用救命胴衣等の安全基準を満たしていればよいこととしています。

この安全基準を満たしていることの確認のため、桜マーク付き又は基準適合の証明を求めています。

(問5) 基準適合の証明はどのように行うのですか。

(答)

救命胴衣を販売している製造者より、基準が合致しているかの確認ができる成績書等を提供してもらう必要があります。

ただし、費用、時間を考えても桜マーク付きの救命胴衣を用意していただく方が負担は少ないと考えております。

(問6) 内水面(川や湖)でも着用義務はかかりますか。

(答)

原則、20トン未満の小型漁船であれば、内水面も同様に着用義務がかかります。

(問7) ミニボートはマナーが悪くて困っています。ミニボートや手漕ぎボートの場合も着用義務はかかりますか。

(答)

ミニボートのルールやマナーについては、国土交通省海事局船舶産業課がホームページに掲載していますので、参考にしてください。出力1.5kW未満かつ長さ3メートル未満のミニボートや手漕ぎボートの場合は、船舶安全法や船舶職員及び小型船舶操縦者法上、適用外となることから着用義務はかかりません。

(問8) ライフジャケットが作業の邪魔になったりして着用しない場合がありますが、着用しない原因を解決するようなライフジャケットはないですか。

(答)

国土交通省の型式認証試験等に合格(桜マーク付きのもの)している製品で、自分の作業環境に合ったライフジャケットを選んで着用するようにしてください。

なお、水産庁のホームページに漁労作業の環境に適したライフジャケットの例を掲載しておりますので、参考にしてください。

(問9) 安全ベルトの基準はありますか。

(答)

安全ベルトの基準は特に定めていませんが、現状で市販されているようなものが推奨されます。

(問 10) 桜マークが消えてしまった場合は違反になりますか。

(答)

国土交通省が行っている型式承認試験等に合格している製品であれば、桜マークが消えても差し支えありません。桜マークが消えていてもメーカー名や型式番号、製造番号は残っていますので違反の疑いで検挙された場合は、桜マークが付いているライフジャケットであることを申告してください。型式承認品はメーカーに確認することも可能です。または、最寄りの地方運輸局等に問い合わせください。

(問 11) 空気密閉式のライフジャケットで空気が抜けているものを着用していた場合は違反の対象になるのでしょうか。

(答)

空気が抜けているライフジャケットは安全基準を満たしていないので、その場合はメンテナンスしていただくか買い換える等の対応が必要になります。

また、船舶検査が必要な船舶であれば、検査時に空気が抜けているものが搭載されていた場合は是正の対象となります。事故が発生した時に著しく機能に不備があるものを承知で着用していた場合は違反の対象となりますので注意が必要です。

まずは、違反の対象となるならぬに関わらず、ライフジャケットは命を守るものだという認識を持っていただくことが重要です。

(問 12) ライフジャケットを着用していたことで顔が水中に入ってしまった死亡した事例を聞きましたが、その場合はどのような指導を行うべきなのでしょうか。

(答)

ライフジャケットを正しく着用していれば、顔が水中に入ってしまうようなことはありませんので正しく着用するようにしてください。着用方法はライフジャケットの注意書きを参考にするか、ご不明な点があればメーカーにお問い合わせください。

(問 13) 釣り船（遊漁船）でライフジャケットを着用していなかった場合は規制の対象になるのでしょうか。

(答)

釣り船（遊漁船）については、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」において、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく業務規定に則って運行している遊漁船は対象外としております。ただし、当該業務規程のひな形には、国土交通省が定める要件に適合するライフジャケットを着用するように規定されています。

(問 14) 75 センチの柵があれば努力義務とのことですが、それは船体からの高さでしょうか。舷の立ち上がり（ブルワーク）でないとダメなのでしょうか。ロープで囲う場合も適用されるのでしょうか。

(答)

暴露甲板からの高さが 75 センチの柵があれば努力義務となります。ロープでは努力義務は適用されません。

(問 15) 作業中に船室内にいる場合、着用義務はかかりますか。

(答)

屋根と壁に囲まれた船室の中にいる場合は、適用除外となります。

(問 16) 罰則（違反点数の付与）の適用は何時からですか。既に着用義務がかかっている者の違反点数の付与はどうなりますか。

(答)

違反点数の付与は改正省令の官報掲載後（平成 29 年 2 月 1 日）から 5 年後（平成 34 年 2 月 1 日）に適用されます。従前から着用義務がかかっている一人乗りの乗船者は、これまでどおり点数が付与されます。

(問 17) 再教育講習は何処で受けられますか。

(答)

講習会場は、最寄の運輸支局に問い合わせいただくか、国土交通省から違反者本人宛に発出される再教育受講通知に受講場所や受講期間が明記されています。

(問 18) アサリ漁を行う際に水深 1 メートル程度のところで漁を行いますが、その場合、ライフジャケットの着用義務はかかりますか。

(答)

漁船から海に降りた時点で義務はかかりません。ライフジャケットの着用義務は、船外に転落した場合の人命保護の観点から義務付けられているものであり、小型船舶操縦士免許の必要な船舶に乗船している者のみに義務がかかることとなります。

(問 19) 潜水士は適用除外とされていますが、1人乗り漁船の場合も適用除外となりますか。

(答)

ウェットスーツ等浮力を持っているものを装着していれば適用除外となります。一人乗り漁船の場合も適用除外となります。

(問 20) 再教育講習の開催頻度と受講料は幾らかかりますか。

(答)

再教育講習の開催頻度や受講料は、国土交通省海事局海技振興課や最寄りの運輸支局にお問い合わせください。

再教育講習の開催頻度は、受講通知書に記載しておりますが、いずれにしても1ヶ月以内に受講をしなければなりません。受講料は、受講する講習機関により違いがありますので講習機関にお問い合わせください。

(問 21) 扉の開いている船室内に乗船している場合、着用義務はかかりますか。

(答)

海中に転落する恐れのある場所であれば着用義務がかかります。船室内に乗船しており、固定の窓や扉、甲板上のハッチが一時的に開いていてもその内部は適用除外になります。

(問 22) 暴露甲板上で安全ベルトをしていればライフジャケットは着用しなくても違反にはなりませんか。

(答)

海中転落しないような措置がとられていれば着用義務は負いません。安全ベルトを装着し安全措置がとられていれば、ライフジャケットは着用していなくても違反にはなりません。

(問 23) 違反した場合の再教育講習は事前の案内はありますか。再教育講習を受講しなかった場合に罰則はありますか。

(答)

小型船舶操縦士免許を持っている者対して再教育講習の受講通知が届きます。再教育講習を受講しなかった場合は法令上の罰則はありませんが、そのまま点数が加算されてしまいますので注意してください。

(問 24) 着用義務に違反した場合は違反点数は誰に何点付与されますか。業務停止（免許停止）命令は何点になれば科されますか。

(答)

ライフジャケットの着用義務に違反した場合は、船長（小型船舶操縦士免許の所持者）に2点が付与されます。違反点数が累積して行政処分基準（5点以上）に達すると業務停止となり、最大で6か月の免許停止（業務停止）となる場合があります。

(問 25) 着用義務に違反し再教育講習を受講した場合のメリットはありますか。

(答)

再教育講習を受講した者は、累積点数から2点が減じられることとなります。

(問 26) 着用義務に2回違反した場合に再教育講習を2回受講すれば点数の加算はありませんか。

(答)

ライフジャケットの着用義務に違反し2点が付与された場合に1か月以内に再教育講習を受講すれば0点には戻ります。再教育講習は2回連続して受講することは出来ません。

(問 27) 釣り船（遊漁船）に乗船する釣り客が持ち込んだライフジャケットに桜マークが付いていない場合は違反となりますか。

(答)

「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく業務規定に則って運行している遊漁船に乗船されている場合は対象外となります。

(問 28) 桜マークはライフジャケットの何処に付いていますか。

(答)

全てのライフジャケットではありませんが、概ね固形式であれば内側に膨張式であればマジックテープの中の収納されている部分に刻印があります。

(問 29) 取締りは誰がどのような方法で行いますか。

(答)

海は海上保安庁、川、湖は警察が取り締まることとなります。